

会議顚末書

						記 録 者	山 田 洋 路	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 補 長 佐	主 査 係 長	グ ル ー プ 員
件 名	令和7年度第1回龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会							
年 月 日	令和7年7月7日（月）							
時 間	午後3時30分～午後4時10分							
場 所	龍ヶ崎市役所5階第1委員会室							
出 席 者	（農業振興地域整備促進協議会委員） 黒須洋一会長、油原正明副会長、中島淳委員、岡田金男委員、細谷和重委員、 櫻井速人委員、岡部賢士委員、市田和義委員、宮本真優夏委員 （事務局） 鎌倉農業政策課長、原田課長補佐、記録者							
欠 席 者	木村透委員、岩田幸子委員、菅生健二委員、坂野喜隆委員、岡野みどり委員							
傍 聴 人 数	0人							
内 容	1 開 会 2 議 事 龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更について 3 閉 会							
要 措 置 事 項								
情 報 公 開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由		（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）				
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）		年 月 日				

※ この様式は、会議顚末書の他、報告書（人事行政課に提出する研修報告書は除く）、交渉記録簿、打合せ顚末書等に適宜表題を変更して使用します。

発 言 者	発言の内容（主旨）
鎌倉課長	定刻となりましたので只今より、令和7年度第1回龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会を開催させていただきます。 私は、農業政策課長の鎌倉と申します。本日の協議会の進行を務めさせていただきます。 本日の協議会は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第2条及び第3条により、原則公開で行うこととされておりますので、よろしくお願いいたします。また、龍ヶ崎市長が設置する附属機関の会議の公開に関する規則第7条に基づき、発言内容、発言者の氏名などを明記するものとし、議事録作成のため、事務局で音声を取らせていただきますのでご承知おきください。 では、はじめに配布資料の確認をさせていただきます。 まず最初に次第、続いて委員名簿および協議会条例の綴りが1部、農振除外に係る地域計画の変更についての綴りが1部、龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更についての綴りが1部、そして、本日の資料となる農用地利用計画の変更に係る関係資料の綴りが1部の全部で5部ございますので、お手元に不足等はございませんでしょうか。 次に、龍ヶ崎市議会常任委員会の再編に伴いまして、札野委員、藤木委員の委嘱が解かれ、新たに櫻井委員、岡部委員に委員を委嘱しております。 新たな委員も加わってのはじめての開催となりますので、簡単に自己紹介をお願いしたいところではございますが、時間の都合がありますので、私のほうからお名前をご紹介しますいただきまして、自己紹介に代えさせていただきますと思います。 （出席委員9名の紹介）
鎌倉課長	なお、本日の協議会は木村委員、岩田委員、菅生委員、坂野委員、岡野委員は欠席となっております。 では、続いてすすめさせていただきます。 本日は委員14名中9名が出席されていますので、龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項により会議が成立していることをご報告させていただきます。 本来であれば、ここで議事に入らせていただくところではございますが、本年4月1日に農業振興地域の整備に関する法律の改正法が施行され、農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」と関連付けがなされたことから、変更点等につきまして事務局より説明させていただきます。 （事務局説明）
鎌倉課長	変更点につきまして、何かご質問はございますか。 （質問なし）

発 言 者	発言の内容（主旨）
鎌倉課長	よろしいでしょうか。続きまして、次第に沿って議事を進めさせていただきます。 龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第2項により、会長が会議の議長になるとなっていますことから、議事進行は黒須会長にお願いいたします。
黒須会長	それでは、議事を進めさせていただきますが、ここです、本日の会議録署名人の選任を行わせていただきます。中島委員、市田委員にお願いさせていただきますがよろしいでしょうか。異議はございませんか。 （異議なしの声）
黒須会長	では、議事に入ります。本日の議題にあります龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更について、事務局から説明をお願いします。 （事務局説明）
黒須会長	それでは、質問・ご意見がありましたら、挙手にてご発言いただきますようお願いいたします。 （質問なし）
黒須会長	それでは、質問・ご意見もないようですので、ここで決議を採りたいと思いますが、決議に関する規約について、事務局から説明をお願いします。
鎌倉課長	龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第3項において、会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるとなっております。可決の際は関係権利者への意見聴取、茨城県知事への同意協議等の手続きを経て、龍ヶ崎農業振興地域整備計画を変更することとなります。 否決の際は、議題の案件は廃案となります。申請者に廃案をお伝えします。なお、再度申請が提出された際は、改めて本拠議会を開催し、ご審議いただくこととなります。以上でございます。
黒須会長	よろしいでしょうか。それでは決議を採ります。今回の農振除外につきまして、提案のとおり手続きを進めてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。 （全員賛成）
黒須会長	全員賛成ですので、可決とさせていただきます。

発 言 者	発言の内容（主旨）
黒須会長 鎌倉課長	本日の議題は以上でございます。 これで議長の席を降ろさせていただきます。委員のみなさま、円滑な議事進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。 会長ありがとうございました。 委員のみなさまも慎重なる審議をいただきまして誠にありがとうございます。今後、審議結果に基づき事務手続きを進めさせていただきます。 これを持ちまして、本日の議事を終了とさせていただきます。 委員のみなさまご多忙のなか、また大変お暑いなかお集りいただきまして誠にありがとうございました。 令和 年 月 日 議事録署名人 _____ 議事録署名人 _____